

令和3年度 実施方針策定の見通しの公表について

令和3年4月
韮崎市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条の規定により、次のとおり公表します。

特定事業の名称	事業期間	特定事業の概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	所管
韮崎市営新体育館（仮称） 及び総合運動場整備・運営 事業	整備3年 運営20年	市営新体育館（仮称）、総合運動場の整備・運営及び韮崎中央公園運営に関する一連の業務	韮崎市藤井町地内、 本町四丁目9番2号 藤井町北下條2531番地	令和3年7月 （予定）	教育課